

準中型免許取得助成制度について

全日本トラック協会では、各協会の会員事業者が、運転者として採用した高等学校新卒者等の若年者の準中型免許取得に対する支援を行うこととし、岡山県内の会員事業所に所属する運転者が、以下の準中型免許を取得した場合に指定自動車教習所等で要した費用の一部を助成します。

《予算額》

1億円

《助成対象》

(1) 準中型免許の取得（普通免許取得後の取得を含む）

(2) 5トン限定準中型免許の限定解除

※高等学校新卒者等で、当該事業者入社前の在学中（令和元年度中）に、上記準中型免許を取得した場合も対象とする。

《助成額》

上記(1) 40,000円を上限

上記(2) 25,000円を上限

※上記助成額にかかわらず、事業者ごとに上限を20万円とする。

※運転者が個人で準中型免許取得費用を支払った場合は、助成金を交付しない。

《助成対象期間、申請受付期間》

令和2年4月1日から令和3年2月28日

※上記期間内に取得したものであっても、予算に達した場合は、その時点で申請受付を終了する。

《助成金交付要件》

①当該申請者が、平成31年4月1日以降に、当該運転者を採用していること。

②当該運転者は、平成元年6月2日以降の生まれであること。

③当該運転者が、平成31年4月1日以降に指定自動車教習所等を活用して準中型免許を取得していること。

④当該運転者が、助成金申請時に当該事業者に在籍し、運転者として従事していること。